

平成28年8月3日

答申第725号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKが受信料の契約・収納業務を委託している業者の契約社員が業務外で逮捕されたことを受けて、NHKはどう対処するのかについて開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。
これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。
なお、NHKは当該事業者に対し、口頭で改善を要請した。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い
は妥当である。

4 審議の経過

平成28年8月3日（第241回審議委員会）

第738号諮問、審議、答申